

天領

第 43 号

2002年 7 月



社団法人 石見大田法人会会報

目次

| | |
|-------------------------|----|
| 三瓶自然館 リニューアルオープン | 1 |
| 確定申告の状況 | 5 |
| 質問手帖 | 6 |
| 青年部だより「地域貢献運動の今年度の推移」 | 7 |
| 地域社会貢献運動「石見銀山公園清掃活動」 | 8 |
| 地域社会貢献運動「傘・傘立て寄贈」 | 9 |
| 税制改正 | 10 |
| 温泉津町 春のやきもの祭 | 12 |
| ミニ税務コーナー | 15 |
| 平成十四年度近畿大田市人会開かれる | 16 |
| 囲碁問題 | 17 |
| 企業訪問へ三井金属資源開発株式会社石見鉱業所へ | 18 |
| 非違事例 | 22 |
| わが社のふれっしゅさん | 23 |
| 第三十四回会員親睦ゴルフ大会 | 24 |
| 税のこぼれ話「税が由来の言葉」 | 25 |
| 未来へ引き継ぐ石見銀山―世界遺産への歩み③― | 26 |
| 囲碁問題の解答 | 29 |
| 大同生命保険株式会社 | 30 |
| アメリカンファミリー生命保険会社 | 32 |
| 税務署からのお知らせ「電子申告について」 | 33 |
| 編集後記 | 34 |

表紙写真

4月18日にオープンした三瓶自然館の新館に展示してある埋没スギ。三瓶山の北麓にある三瓶小豆原埋没林で発掘されたもので、3500年前頃の三瓶の噴火によって地中に埋もれた。左の幹は長さが10mを越え、これほど大きな幹が直立している埋没林は全国的にも珍しい。

三瓶自然館

リニューアルオープン

今年四月十八日、三瓶自然館が拡充整備されてリニューアルオープンしました。今回の拡充整備では、自然史系博物館機能の充実が図られ、メインの展示部分となる五階建ての新館および、企画展示室とレクチャールーム（研修室）を備えた別館が加わりました。新館の展示は、島根県の自然の成り立ちを紹介する「環日本海地域の自然コーナー」や、六十センチの大型反射望遠鏡や集団天体観測施設を備えた「天文コーナー」など充実した内容です。なかでも、大田市三瓶町で発見された「三瓶小豆原埋没林」から掘り出された巨木は展示の目玉のひとつです。

埋没林コーナーには、三瓶小豆原埋没林で発掘された幹長十メートルのスギと巨大な根株が、二階から四階までの吹き抜けに展示されています。長い間地中に埋もれていたために、表面は黒くなっています（一部は樹皮が炭化しています）が、樹皮もそのままに残った巨木はまるで生きているかのような迫力です。この巨木の標本は、乾燥による劣化を防ぐために、ポリエチレングリコールという物質の水溶液を一日数回シャワー状に散布して、将来的には乾燥状態で展示できるようにするための保存処理を行っています。



4月18日にリニューアルオープンした三瓶自然館サヒメル

展示してある埋没木の発掘は、一九九九年から二年をかけて行われました。はじめに根株が発掘され、次に幹長十メートルの幹が発掘されました。埋没木が埋もれている地層は大部分が細かな火山灰で、しかも地下水量が多いことから深く掘り下げることが困難です。比較的浅い場所にあった根株は、一般的



埋没スギ（根株）の発掘作業中（1999年）

鋼矢板で囲って掘削作業が行われましたが、長い方の幹は周囲を強固な鋼管矢板で囲って、直径八メートルの「地下ビル」を建設し、その内側を掘削しました。水抜き井戸から常時地下水をくみ上げながら、掘り下げ作業と同時に、埋没木の形成過程を解明するために地層の調査を行いました。地層の調査から、巨木

だれ）の末端です。小豆原の谷は土石流の直撃コースからわずかに外れていたため、巨木は倒されずに立ったまままで埋もれました。また、土石流が流れ下る途中でなぎ倒したたくさんのお木々が土砂と一緒に流れ込んで堆積しました。次に巨木は火砕流に襲われました。火砕流はかなりの温度

が埋もれるまでにいくつかの出来事があったことがわかりました。巨木は最初に泥流に襲われました。この泥流は、三瓶の火山活動によって古い山体が崩壊して発生した大規模な土石流（岩屑な



発掘直後の巨大な幹（2000年）

を持っていたと推定されますが、巨木は樹皮のごく表層が炭化しているにすぎません。火砕流が流れ込んで堆積した直後に、水が流れ込んで温度が急激に低下したのかもしれない。実際、火砕流の地層の上部は、水の流れて運ばれて堆積した火山灰の地層に変化しています。水に運ばれた火山灰は静かに、さらに深く巨木を埋めていきまし

た。巨木が深く埋もれた理由は、谷の下流部が土石流の土砂によってせき止められ、周囲から水と一緒に火山灰が流れ込んだためです。このように、巨木は三瓶の噴火に伴ういくつかの出来事によって地下深く埋もれました。巨木が埋もれた年代は、放射性炭素年代測定法によって三五〇〇〜三七〇〇年前という測定値が得られて

います。地中に埋もれた巨木は三五〇〇年以上の間、ほとんど腐ることもなく残っていました。小豆原の地下は地下水が豊富です。地下水によって、巨木は空気から遮断され、木材が腐朽する原因となる虫や菌類などから守られたのです。さて、このようにして

形成された三瓶小豆原埋没林が発見されたきっかけは、一九八三年に小豆原地区で行われた圃場整備でした。この時、二本の直立した巨木が出現しました。巨木は一部が切り出され、そのことは地元以外ではほとんど知られな

いままででしたが、数年後に、その時の写真を目にした大田市在住の松井整司氏（島根県地学会顧問）が埋没林としての学術的価値を指摘しました。その後、三瓶自然館の拡充整備事業に伴い、島根県による発掘調査が行われ、一九九八年、地中に林立する多数の巨木

が発見されたので、全国的にも珍しい、巨木がそのまま残った埋没林は、縄文時代の豊かな自然と三瓶山のおいちちを私たちに教えてくれる貴重な自然の遺産です。

三瓶自然館 サヒメル 本館 「おすすめ順路」

みなさん、ようこそ「三瓶自然館サヒメル」へ。テンペーがご案内します。

本館1F

- 1 自然の自然
- 2 伊達コレクション
- 3 説明・ビデオコーナー

本館2F

- 4 三瓶の自然
- 5 野生動物観察コーナー
- 6 レッドデータブックの生き物たち

● ビジュアルドーム

● 企画展示室

● ニューズショップ ひめが

● カフェ・バーコーナー

三瓶自然館 サヒメル 新館 「おすすめ順路」

テンペーがご案内します。ゆっくり見ていって下さいね！ ○番号の順番に見学してみよう！

三瓶埋没林

- 1 縄文の原風景
- 2 埋もれ杉コーナー
- 3 三瓶火山と埋没林
- 4 三瓶埋没林の研究室
- 5 縄文時代の人と自然

環日本海の自然

- 6 島の地下資源
- 7 地球と生物の歴史
- 8 環日本海地域の生い立ち
- 9 環日本海の自然と生物
- 10 北東アジアの友好交流自治体の自然

フィールドガイド

- 11 こどもはくぶつかい 自然なんでもコーナー
- 12 自然環境学習バンク
- 13 生きものたちの不思議なつながり アニマルサイン
- 14 野外における危険な生物

天文コーナー

- 15 わたしたちの太陽系
- 16 スターウォッチング
- 17 反射望遠鏡ドーム
- 18 集団天体観望室

みんな、迷子にならないように気をつけてね。

● 多目的トイレ ● 男性用トイレ ● 女性用トイレ ● 授乳室 ● エレベーター

三瓶自然館みどころガイド

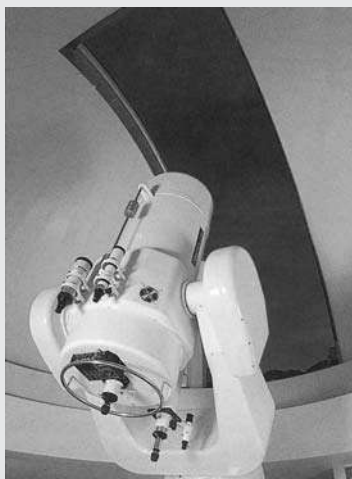
三瓶埋没林コーナー

地下から掘り出された縄文時代のスギ巨木。高さ10mの幹は迫力十分!



天文コーナー

直径60cmの反射望遠鏡が誘う星空の世界。土曜日の夜は三瓶で天体観測!!



環日本海の自然コーナー

島根の大地は、いつどのようにして生まれたのかな?

動物や植物はどこからやってきたのだろう?

島根の自然史の謎を解き明かそう!!



フィールドガイドコーナー



ビジュアルドーム

星空を案内するプラネタリウムと、島根の自然を紹介する全天周映画を上映しています。ドームに映し出される映像は迫力満点です。

確定申告の状況

【所得税の申告状況】

広島国税局管内（中国五県）の平成十三年分所得税の確定申告状況は次のとおりです。

①全体の状況

納税人員は四十五万四千人、所得金額は二兆一千六百七十八億円、申告納税額は一千九十一億円となっています。

これを前年分と比較すると、納税人員は三・

五％、所得金額は三・八％、申告納税額は五・二％減少しました。

また、還付申告は、前年より三・三％多い六十二万人から提出され、過去最高となりました。

②営業等所得者

前年分と比較すると、納税人員は六・八％、所得金額は五・〇％、申告納税額は二・五％減少しました。

③農業所得者

前年分と比較すると、納税人員は〇・八％、所得金額は〇・三％増加しましたが、申告納税額は一・八％減少しました。

④その他所得者

前年分と比較すると、納税人員は二・三％、所得金額は三・五％、申告納税額は六・四％減少しました。

⑤譲渡所得の申告状況

土地取引の減少、地価の下落、株価の低迷等の

【消費税の申告状況】

影響により前年分に比較すると、申告人員は五・七％、譲渡所得金額は一七・八％といずれも減少しました。

平成十三年分個人事業者の消費税の申告状況は、納税申告件数二万五千件、申告納税額は百二十六億円となっています。

これを前年分と比較すると、申告件数は二千人、申告納税額は十二億円それぞれ減少しました。

平成13年分申告所得税の確定申告状況
(石見大田署)

| 区分 | 納税人員 (人) | 所得金額 (百万円) | 申告納税額 (百万円) |
|-----|-------------|---------------|----------------|
| 営業等 | 787 | 3,037 | 200 |
| 農業 | 21 | 65 | 3 |
| その他 | 1,602 | 6,867 | 217 |
| 合計 | 2,410 | 9,969 | 420 |

平成13年分申告所得税の確定申告状況
(広島国税局)

| 区分 | 納税人員 (人) | 所得金額 (百万円) | 申告納税額 (百万円) |
|-----|-------------|---------------|----------------|
| 営業等 | 122,112 | 469,627 | 31,962 |
| 農業 | 5,641 | 16,971 | 616 |
| その他 | 326,685 | 1,681,193 | 76,533 |
| 合計 | 454,438 | 2,167,791 | 109,111 |

平成13年分消費税の確定申告状況
(石見大田署)

| 納税申告件数 (人) | 申告納税額 (百万円) |
|---------------|----------------|
| 285 | 203 |

平成13年分消費税の確定申告状況
(広島国税局)

| 納税申告件数 (百人) | 申告納税額 (百万円) |
|----------------|----------------|
| 248 | 12,612 |

※ 各欄の計数は、四捨五入後のものである。

質問 手帖

会社が三年分一括払いした自賠責保険料の取扱い

問 当社は、このたび、乗用車を購入しました

が、この場合、自賠責保険料を支払うこととなりますが、この自賠責保険は三年分を一括で支払うこととなっています。

保険期間が、三年であり、一年を超えることとなりますので、未経過部分については前払費用処理とすることとなるのでしょうか。

答

継続して支出時の損金としているときは、その処理方法が認め

られます。

◆長期前払費用

契約期間が、一年を超える長期前払費用については、未経過期間に対応する部分について前払金等として資産計上することとされています。

◆自賠責保険料

自賠責保険の保険契約は、その契約が強制されていますから、一種の租税公課とも考えられますし、また、保険料の支払がなければ車検を受けることが出来ないことからすると、車検費用の一部とも考えられます。

したがって、自賠責保険は、一般の損害保険に係る保険料と同様に取扱いことにはなじまないものと思われま

す。また、自賠責保険に係る保険料も、金額が少額であることからすると、法人が継続して支出時の損金としている場合に

は、その処理が認められるものと思われま

賃借建物に係る長期損害保険料の取扱い

問

当社は、A社から製品倉庫として建物を賃借することとしま

したが、賃貸借契約上、A社を保険契約者および被保険者とする長期の損害保険契約（保険期間五年）に係る保険料の負担をすることとしました。

この場合、当社の負担する保険料はどのように取り扱われるのでしょうか。

答

支払保険料の金額が賃借料として取り扱われます。

◆長期保険料

法人が、保険期間が三年以上で、かつ、当該保険期間満了後に満期返戻金を支払う旨の定めのある損害保険料に相当する部分の金額は保険期間の満了または保険契約の解除もしくは失効の時まで資産に計上し、その他の部分の金額は期間の経過に応じて損金の額に参入することとされています（法基通9-3-9）。

る損害保険料に相当する部分の金額は保険期間の満了または保険契約の解除もしくは失効の時まで資産に計上し、その他の部分の金額は期間の経過に応じて損金の額に参入することとされています（法基通9-3-9）。

◆賃借建物に係る長期損害保険料

ご質問のように、他人が所有する建物を対象として付された長期の損害保険契約に係る保険料を賃借人が負担することもま

まあります。この場合、保険契約者および被保険者が、建物の所有者であるときは、当該保険契約に係る損害保険金の請求、解約返戻金および契約者配当金の請求権はその建物の所有者にあり、保険料の負担者である賃借人に対して右記の取り扱いを適用することは相当でないこと

となります。

したがって、建物の所有者が保険契約者および被保険者となっている長期の損害保険契約の保険料を賃借人である法人が負担している場合のその支払保険料については、その全部を建物の賃借料とすることとされています（法基通9-3-10）。

すなわち、支払保険料を積立部分と掛捨て部分とに区分しないで、その全額を建物の賃借料として期間の経過に応じて損金の額に参入することとなります。

なお、賃借人が保険契約者および被保険者となっている場合には、長期の損害保険契約に係る保険料の取り扱い（法基通9-3-9）が適用されます。（月森税理士）

青年部だより

地域貢献活動の今年度の推移



昨年度より青年部も組織化し親会と同じ委員会構成を持ち、各委員会に委員長、副委員長、所属委員の配属を決めさせていただきますました。

各々の委員会に於いては親会の活動に併せて、また時には率先して企画に始まり、実践活動をしています。

特に、地域貢献活動につきましては、事業委員会において年当初より波多野委員長（瓦のハタノ

（有）を中心として委員会を数回開催し計画が練られてきました。

今年度は地道な貢献活動を行うべきだといった方向性を持ちながら、特に世界遺産登録を目指しています。石見銀山を支援する事業をとの声が強くなり、毎年行っています。石見銀山周辺の清掃作業を本年も継続する事となりました。

場所については大森観光協会の意向に基づいて行う事として、時期は三月末、雨天延期。四月初旬と九月の二回を予定し数回にわたり観光協会さんとの打ち合わせをし、三月二十七日は雨天の為延期し四月十二日の決行となりました。（詳しくは次項掲載）
また、石見銀山に來られた方々に役立つ物をとの観点か

ら、内藤会員（有内藤米穀店）の発想から、観光協会さんの意向を確認して観光客用の傘を寄贈することと致しました。

観光をされる方々に利用頂く為に数箇所に分けて設置することとし、町並みに合う傘立てとして温泉津町の特産品であるハンドウを使用してはとの杉谷副委員長（有みどりや）のアイデアから温泉津町の森崎副会長（株森崎窯業）の交渉によって適度な大きさのハンドウを温泉津町観光協会から無償で提供頂くこととなりました。

また、ハンドウの傘立ての中には木製の看板等も会員の（有）生越工務店に作製を依頼し、ハンドウ六個、傘四百本の寄贈をする事が出来ました。（詳しくは次項掲載）



この他氏名は載せていませんが率先して活動に当たる会員に支えられながら、多くの方々からの協力の下で本年度の地域貢献活動を行う事が出来ました。

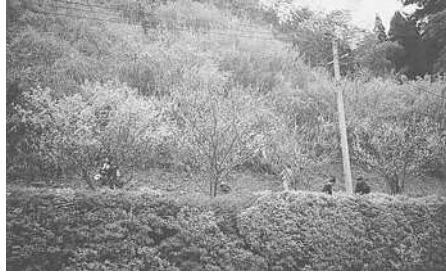
その他の委員会におきましても広報委員会には竹腰委員長（有）たけごし家具）が親会の委員会に出向しこの天領の編集にも参加しています。

また総務委員会、厚生委員会にも青年部より構成委員として配属させて頂いております。
青年部に対しまして、より一層の会員の皆様のご指導ご協力をお願い致します。

地域社会貢献運動

石見銀山公園清掃活動

観光シーズンを迎える五月の大型連休の前に、大森町の銀山公園にて、清掃活動を行いました。雨天順延で四月十二日の当日、多数の方がボランティアに参加していただきました。的場章好法人会会長のあいさつの後、青年部事業委員長、波多野伸孝氏の現場説明があり、その後、全員で急傾斜の現場へと向かいました。



機械化班と手作業班に分かれ、作業は開始です。



駐車場の空き缶やゴミ拾いの後、大森町のシンボルの梅の木が植樹された斜面の草刈にとりかかりました。足場が悪く危険な箇所にもかかわらず慣れた手つきで、草刈機やかまで、かざらやすスキが刈りとられていきました。

二時間の作業時間ではありませんでしたが、みなさんの手際良い仕事が功をなし公園内はみちがえるほどきれいになりました。



これから本格的な観光シーズンの到来です。訪れる観光客の方々に気持ち良く公園を散策していただけるよう、今後もこの様な奉仕活動を通じ、地域社会に貢献していきたいものです。心地良い汗を流された二十名の皆さま、ごくろうさまでした。

地域社会貢献運動

傘・傘立て寄贈

世界遺産登録を目指す石見銀山を訪れる観光客に役立ててもらおうと、大型連休を控えた四月二十五日、法人会より、大森町観光協会に貸し出し用傘四百本と傘立て六個が寄贈されました。

旧大森代官所前であった寄贈式では、的場章好法人会会長から、大森町観光協会河村政経会長に目録が手渡されました。



目録を受けた河村会長からは、

「大森町で一九五七年に文化財保存会を結成し、町民挙げて世界遺産登録に向けた活動をしている。この傘が一役買っただけで、観光客も喜んでくれるでしょう」とお礼の言葉をいただきました。



寄贈された傘立ては、^{ほんぢ}半斗（みずがめ）と呼ばれる温泉津町特産の焼き物で、雨の多いこの地方を訪れる観光客に向けて「ご自由にお使い下さい」と書いた木札を付けて、町並み交流センター、代官所前、観光案内所、龍源寺間歩、駐車場など、六カ所に設置されました。大森の町並みにしっくりと溶けこんだ傘立ては、観光客の皆さんにも、きつと喜ばれることでしょう。



税制改正

平成十四年度税制改正は経済を効率化し、わが国経済の基本的な成長力を高めるため、税制面において経済社会の構造変化に適切に対応することを基本的な考えとしています。

一、同族会社の留保金課税の軽減

資本金一億円以下の中小法人に係る留保金課税額は五％軽減されました。

| | | | |
|------------|----------|-----|--------------|
| 改正前 | 留保金課税対象額 | 税率 | 留保金課税額 |
| | 1,000万円 | 10% | <u>100万円</u> |
| 改正後 | 留保金課税対象額 | 税率 | 留保金課税額 |
| | 1,000万円 | 10% | <u>100万円</u> |
| | 100万円 | 95% | <u>95万円</u> |

交際費の損金算入限度

| 期末資本金の額 | 改正前 | 改正後 |
|-----------|----------------------|----------------------|
| 1,000万円以下 | 改正 | なし |
| 1,000万円超 | 年300万円以下 20%損金不算入 | 年400万円以下 20%損金不算入 |
| 5,000万円以下 | 年300万円超 全額損金不算入 | 年400万円超 全額損金不算入 |
| 5,000万円超 | 改正 | なし |

これは平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日の間に開始する事業年度に適用されます。

二、交際費の損金不算入制度の定額控除の引上げ

資本金一千万円超五千万円以下の法人の定額控除限度額が、三百万円から四百万円に引き上げられました。

平成十四年四月一日以後開始事業年度について適用されます。

三、中小企業投資促進税制の延長

中小企業者等が、機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特制を講じた上で適用期限が平成十六年三月三十一日まで延長されました。

| | 改正前 | 改正後 |
|-----------------|-------|-------|
| 機械装置の取得価額の最低限度額 | 230万円 | 160万円 |
| リース費用総額の最低限度 | 300万円 | 210万円 |

四、連結納税制度 今国会で成立する見通

しの連結納税制度は、一体経営を行っている企業グループを、あたかも一つの法人とみてグループ内の各法人の所得と欠損を通算して法人税を課税する制度です。

① 適用対象法人

内国法人である親会社（一〇〇％子会社に該当するものを除く）と、その親会社に発行済株式の全部を直接又は間接に保有されるすべての一〇〇％子会社とされています。親会社は普通法人と協同組合等にそして一〇〇％子会社は普通法人に限りません。

② 適用方法

適用は選択制（国税庁長官の承認）とし、一旦選択した場合は継続して適用することになります。

③ 申告・納付

親会社が連結所得に対する法人税の申告・納付

をします。子会社は連結申告に係る納税について連帯責任を負い連結所得の個別帰属額等を記載した書類を税務署に提出します。

各企業グループは適用

対象法人に該当するかどうか又、この制度を適用するとメリットが大きいかなど検討・研究をする価値は十分にあると思われます。適用時期については平成十四年四月一日以後に開始し、かつ平成十五年三月三十一日以後に終了する事業年度の予定です。

五、取引相場のない株式

等についての相続税の課税価格の減額

個人が相続又は遺贈により取得した取引相場のない株式等のうち、発行済株式総数の三分の一以下に相当する部分については、次の要件を満たした場合、相続税評価額三

億円を限度として、相続税の課税価額が一〇%減額されます。

①その法人の発行済株式等の時価総額（相続税評価額）が十億円未満であること。

②被相続人等がその法人の発行済株式の総数等の五〇%以上所有していること。

③相続人が相続税の申告期限まで引き続き所有しており、その法人の役員等の地位を有していること。

平成十四年一月一日以後の相続又は遺贈により取得する財産について適用されます。

但し、この特例制度を選択した場合には小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例は適用されません。いずれか一方の特例の選択をすることになりますので有利不利の判断が重要に

なります。

六、証券税制関係

①上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税制度は平成十四年十二月三十一日で廃止され、平成十五年一月一日以降は申告分離課税に一本化されます。

②④平成十五年一月一日以後に上場株式等を譲渡した場合の税率が現行の二六%から二〇%に引き下げられました。

⑤平成十五年から平成十七年までの三年間の期間内に、一年超保有の上場株式等を譲渡した場合の税率を前記④にかかわらず、一〇%とされました。

③平成十五年一月一日以後に上場株式等を譲渡した場合において生じた損失の金額のうち、その年の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しきれない金額について

は、翌年以後三年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除することができることとされました。

④一年超保有上場株式等の譲渡所得に係る百万円特別控除の特例について、その適用期限が平成十七年十二月三十一日まで延長されました。

⑤平成十五年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に譲渡をした上場株式等で平成十三年九月三十日以前に取得したものの取得費については、選択により、平成十三年十月一日現在における価額の八〇%相当額とすることができま

す。

⑥平成十三年十一月三十日から平成十四年十二月三十一日までの間に購入した上場株式等のうち、購入額の合計額が一千万円に達するまでのもの

を、平成十七年、十八年及び十九年の間に譲渡した場合における譲渡所得等については、一定の要件の下で非課税とすることとされました。

⑦平成十五年一月一日以降は申告分離課税に一本化されることになりましたが、これに伴い、個人が、証券会社に一定の要件を満たす特定口座を設け、その特定口座を通じて取得し管理されている上場株式等を売却した場合の所得金額の計算については、他の株式の売却による所得金額と区分して計算をすることになりました。そして、その特定口座にかかる上場株式等の売却による所得については、選択によりその売却益の一五%の源泉所得税を証券会社が徴収することにより、譲渡者による申告を不要とする制度が設けられました。

これらの証券税制は、株式市場の活性化措置のため非常に複雑になっています。どうやら十四年に買って十七年に売るのが一番の得策のようです。

証券税制改正図

| 該当番号 | 14年1月 | 15年1月1日 | 16年1月 | 17年1月1日 | 18年1月1日 | 19年1月 | 20年1月1日 | 21年1月 | 22年1月 | 23年1月1日 |
|----------|-------|---------|-------|---------|---------|-------|---------|-------|-------|---------|
| ①源泉分離 | | 廃止 | | | | | | | | |
| 申告分離 | | | | | | | | | | |
| ②税率 | | 26% | | 20% | | | | | | |
| ③④ | | | | 10% | | | | | | |
| ③損失の控除 | | | | 3年繰越 | | | | | | |
| ④100万円控除 | | | | | | | | | | |
| ⑤取得費の特例 | | | | 譲渡 | | | | | | |
| ⑥非課税特例 | | 取得 | | | | 譲渡 | | | | |
| ⑦特定口座 | | | | | | 税率15% | | | | |

(渡辺税理士)



温泉津町

春のやきもの祭

温泉津町で毎年恒例となつて居るやきもの祭りが今年も四月二十七日、二十八日に行なわれました。温泉津焼の歴史は、大変古く、始まりは江戸時代中期の宝永年間（一七〇四〜一七〇八）と言われて居ります。約三百年以上前の事になります。耐火度の高い良質の粘土と釉薬に適した温泉津長石の産地で有る事と、北前船の寄港地でもあつた事で、船積みにより便利であり、遠く北海道にまで運ばれ当時の温泉津焼の代表である「はんど」

と呼ばれる大きな水瓶は、正に全国区の商品でありました。かようにして、最盛期の昭和初期には窯元も十一軒を数えたと言われて居ります。この「はんど」は日本最大級の大きな登り窯で、来待石の粉末を釉薬として約千三百度の高温で焼成され、温泉津の粘土と来待石の釉薬の融合により出来上りました。高温で焼成された為、この「はんど」は非常に丈夫で大変便利であつたと思われま



く愛用されていた事と思われます。しかし、時代の流れで、昭和三十年代になると、水道等の普及により「はんど」の需要は急速に激減し温泉津焼も、衰退して行きました。

この温泉津焼の衰退を知り、島根県安来市出身の大陶芸家の故河井寛次郎先生は大変残念に思われ、一番弟子の故荒尾常藏氏に温泉津焼復興の手伝いを依頼されました。師の願いを知った故荒尾常藏氏は家族を連れて京都からこの温泉津町に移

住し、昭和四十四年一月に有限会社椿窯を設立して、「はんど」から日用食器や茶器、花器の生産に切換えて温泉津焼の再興に取り組みました。この様にして温泉津焼が続けられて行く様になりました。



そして昭和六十三年（一九八八年）から広域観光ルート事業（三瓶山（江の川）として登り窯周辺が整備され出来上ったのが、やきもの里です。この事業の中で、日本で最大級といわれる登り窯二基の修復工事が行なわれました。それと同時に観光客や陶器作りをしたい一般の方々も創作体験が自由に来れる陶芸資料館（やきもの館）が新しく建築され、平成二年四月に開館しました。翌年の平成三年の秋には、修復された日本最大級といわれる登り窯を使用して「はんど」ではなく現在各窯元で作られている日用食器や花器を入れて実際に焼けるものかどうかという話しが持上りました。そこで温泉津町と地元の窯元とで話し合いが行なわれ、その中で、やきもの祭りの計

画が出て来ました。そこで温泉津町がやきもの祭り実行委員会を町民の協力を得て立上げまして、十一月に日本最大級の登り窯を地元の四窯元が協力して第一回目の火入れを行ない、窯がさめるのに合わせて第一回温泉津町秋のやきもの祭りが関係者多数の協力の下で盛大に行なわれました。修復された日本最大級の登り窯の新窯ですので最深い注意でゆっくりと時間をかけて焚き上げられ十

分に温度も上がりましたので後はどの様に焼上ったのか、窯出しが大変に楽しみになりました。やきもの祭りの当日、沢山の見物客の見守る中、窯出しを行ないました所、大変に素晴らしい出来上りにその場に居合せた全員が歓声をあげて喜び合いました。第一回目の窯焚は大成功でした。それ以後温泉津町では毎年春と秋の年二回登り窯に火入れをし、やきもの祭りを開催して居ります。





今年の四月二十二日も、温泉津町が修復した日本で最大級の登り窯に、地元の窯元が協同で窯詰めをし、町長はじめ多数の関係者が集り、火入れ式を行ない、約三十時間をかけて千三百度を超える温度にまで焼き上げました。

まず大口と呼ばれる正面の焼き口で約二十時間かけてゆっくり温度を上げ、大口の中が千三百度を超えるまで焼き続けます。



今年には多くの観光客の中に、焼き物に造詣の深い、江口副知事も来て居られ、上々の焼上りを見て大変に喜んで、やきもの祭りを楽しんで帰られました。

是非共多くの方々が、友人、知人を誘い合せて来られます様に、関係者一同心より御待ち致して居ります。

大口を焚いている間に、観光客や地元の人々が次々に見学に来られたり、中には割木を焼き口に入れる体験をしたりされました。今年も温泉津小学校の生徒達が、窯焚きの体験をして居りました。又夜通しで窯焚きを見学に来られた観光客も有り、やはり中には焼き口に割木を投げ入れる体験をされた方も居られました。この様にして沢山の方々が、にぎやかに又なごやかにイベントとし

ての日本最大級の登り窯の窯焚きを盛り上げて下さいました。こうして焼き上げた窯を九四日かけてゆっくりさまし、やきもの祭りの二十八日(日)に、観光協会の多数の方々や、温泉津町役場職員の多数の方々の協力をいただいて盛大に窯出しを行ない、全ての作品を出し終ってからの焼上りで、どの窯元も大喜びでした。

関係者一同心より感謝致して居ります。



このやきもの祭りでは温泉津焼き窯元の抹茶茶碗を使って野点茶席も開催されて居りますし、祭り期間中は、やきもの館は入場無料となつて居ります。

今年の秋のやきもの祭りは、十月二十六日(土)、二十七日(日)を予定して居ります。

ミニ税務コーナー

私財提供益による会社再建

当社は社長である私が一〇〇%出資を所有する同族会社ですが、最近不景気のおおりに受けて累積赤字が拡大してきました。そこで、個人の私財を会社に提供したいと思いますが、課税関係はどのようになりますか。現金と株式や不動産の場合では、処理等に違いがありますか。

会社にとっての課税関係については、社長から私財提供があつた場合に、その提供された私財の時価に相当する金額が受贈益として会社の益金の額に算入されることとなります。ただし、税務上の繰越欠損金がある場合には、これと相殺されることとなります。次に、私財提供を行った社長にとつての課税関係については、その提供財産が株

式や不動産である場合には、その譲渡益に対して所得税が課税されることとなります。

— 解説 —

1 受贈益と繰越欠損金

社長から私財提供があつた場合には、よそから資産をもらつたり、経済的利益を受けたりしたときと同様に、その贈与を受けた資産の時価に相当する金額または供与を受けた経済的利益に相当する額をその年の益金に算入しなければなりません。他方、各事業年度開始の前五年以内に開始した事業年度で青色申告書を出した事業年度に生じた欠損金額（繰越欠損金）といえます。がある場合には、これと相殺されることになりま

す。すでに五年を経過している繰越欠損金については、原則として相殺が認められませんが、①商法の整理開始の命令があつた場合、②破産法の破産宣告があつた場合、③再生計画の認可決定があつた場合、④①②③に準ずる事実があつた場合には、認められます。

2 増資による再建

上記のように、受贈益と相殺することのできる税務上の繰越欠損金がある場合には、法人税の課税関係は生じませんが、相殺してもなお受贈益が残る場合には、課税関係が生じ、私財提供による資本増強の効果が薄れてしまいます。このような場合には、増資による資本増強も検討してみるとよいでしょう。増資によれば資本取引として扱われるため、特殊なケースを除いて課税関係が生じることがありません。

3 譲渡所得税

私財提供を行った社長には、譲渡所得の課税が行われます。現金の贈与の場合には譲渡所得は生じませんが、株式や不動産を提供した場合には、その贈与のときにおける時価からその取得価額を控除した金額が譲渡益となり、課税されることとなります。特に、上場株式を贈与する場合には、平成十五年三月三十一日まで申告分離課税と源泉分離課税の選択の問題が生じますので注意が必要です。上場株式を贈与した場合には、その譲渡益には申告分離課税方式によつて所得税二〇%、住民税六%の課税が行われます。したがつて、譲渡益がかなり生ずるような場合には証券会社を通じて売買し、源泉分離課税方式を適用したうえで現金を贈与した方が得策とすることがあります。

4 贈与税に注意

ご質問のケースでは、社長が一〇〇%出資を所有しているということでしたが、社長以外にも出資者がいる場合には、贈与税が課税されることがあるので注意が必要です。社長が私財を提供すると、その会社の実質的価値が増加することになるので、他の出資者は出資金の実質的価値の値上りを通じて経済的利益を受けることとなります。そこで、このような場合、相続税法は他人から経済的利益を受けたものとして、贈与として課税することにしています。しかし、例えば一口の時価が多額の欠損金のために実質的マイナスであつたような場合には、その私財提供によつてもゼロとなつたに過ぎないというようなときには、経済的利益の供与はないことになるので、贈与税が課税されることはありません。

(中島税理士)

平成14年度近畿大田市人会開かれる

大阪 東洋ホテルにて



総会 吾郷会長あいさつ

住の方が集まり、

の総会には関西在

会長として、毎年

岩谷直治氏を名誉

谷産業(株)の創始者

ておられます。岩

ど幅広く活動をし

へのお付の推進な

市における諸行事

などの支援、大田

提供、アドバイス

トなどに協力、ま

た企業誘致の情報

品フェア、イベン

西で開く郷土大田

市、島根県の特産

した相談業務

発展段階に応

拓等、事業の開

発、販路の開

技術の研究開

から新製品、新

が行う創業か

めて、企業等

の促進等を求

化、企業誘致

業の振興、観光の事業

また、今年度からの大

田市の施策として地場産

業の振興、観光の事業

大田からもこれまで市

長・会議所会頭・市議



寺戸会頭あいさつ

展を願う開会の挨拶の

人への想いを込めながら市

司会進行により始まり、

吾郷会長の懐かしい故郷

りました。

達郎氏がアドバイザーと

自然産業部食品部長林原

氏(富山)、岩谷産業(株)

新設され、近畿大田市人

興アドバイザー制度」が

や新規立地に関する情報

た和やかに開かれまし

が参加して、賑やかにま

議所会頭を先頭に十一名

市議会議長、寺戸隆文会

の総会が郷土から熊谷

国彦大田市長、小谷正美

の総会が郷土から熊谷

去る五月十八日、五月

与することを目的に、関

深め、大田市の発展に寄

相互の親睦を

足以来、会員

三十三年の発

擁され、昭和

百名の会員を

のものと総勢二

大田市人会の



熊谷市長あいさつ



林監事乾杯



波多野副会頭 石見銀山説明

後、熊谷大田市長が施政方針に併せて石見銀山の世界遺産登録への見通し、三瓶自然館「サヒメル」のリニューアルオープン等の市勢の近況報告をなされ、寺戸会議所会頭が新体制のもと、恵まれた観光資源を生かした観光立市への強い意欲と取り組みを披露され、よ

り一層の支援と協力を要望されました。会員の皆さんの故郷への熱い想いが伝わる総会で、早くも明年は五月二十四日(土)に総会日程が決まるなどスムーズに議事も進行して懇親会へと席を移しました。

懇親会場には駆けつけた「ロード銀山」のスタッフが大田市特産品販売の店を設け、押すな押すなの大盛況で開会時刻がずれ込むほどでした。若芽の茶漬け・和江のかまぼこ等が人気で、値段も少し安めで売り切れ続出でした。

大野正人副会長(鳥井)の開演挨拶、大阪芸大教授田中公道理事(大代)の乾杯により和気あ



懇親会のようす

いあいの懇親会が始まり、大田の地酒を酌み交わし、あの町は今どうなっているか、あいつは元気がとふるさとへの想いに花が咲く一時が生まれ、夏には帰るから楽しみにしているよ、三瓶へ是非行きたいと会話がはずんでいました。なかには来年はでれんかもしない、と寂しい話をなさる

囲碁問題

問題 黒先白死

白の急所をつく第一着が発見できれば、あとはやさしい

ご年輩もおられるなど少し会員の高齢化を感じましたが、郷土の先達としてまだまだ活躍していただきたいと願うとともに、関西在住の働き盛りの世代に今後はどしどし参加していただきたいと強く思いました。

解答は二十九頁

企業訪問

三井金属資源開発株式会社

石見鉱業所



所長

原 田 芳 金

【会社概要】

創業 昭和五十六年六月

設立 昭和三十七年七月 石見鉱山株式会社

(三井金属鉱業株一〇〇%)

平成十三年十二月三十一日

石見鉱山株式会社解散

平成十四年一月一日 現体制を設立

所在地 (本社) 東京都品川区

大崎一丁目十一番一号

(鉱業所) 大田市五十猛町四四〇番地

資本金 四億円 (三井金属鉱業株一〇〇%)

社員数 七十二名 (内 石見鉱業所は五名)

【事業種目】

ゼオライトの採掘・製造・販売、粘土の採掘・販売、印画紙処理、鉱物・地熱・水資源の調査及び開発、環境調査・浄化・保全に関する総合コンサルティング

【技術資格者】(石見鉱業所)

| | |
|------------|----|
| 採石業務管理者 | 三名 |
| 甲種火薬取扱責任者 | 三名 |
| 危険物取扱責任者 | 二名 |
| 第三種電気主任技術者 | 一名 |
| 第一種電気工事士 | 一名 |
| 上級保安技術職員 | 二名 |
| 鉱害防止係員 | 一名 |
| 火薬保安係員 | 二名 |

《企業の歩み》

県央の大田市は古くから地下資源に恵まれており、特に石見銀山の「銀」は有名ですが、ほかに「石膏」「ゼオライト」「ベントナイト」「モンモリロナイト」等が産出し

ます。

昭和二十年代は大田地方でも石膏の採掘が盛んで、五十猛町でも日満石膏という会社が操業しており、坑内採掘して抗外で精製し、温泉津港までトラック輸送の後、船で

県外へ出荷していました。当時としては、従業員数(一〇〇人以上)から見て大きな地場企業でした。

三井金属鉱業(株)は昭和三十年に五十猛地区で鉱区を取得し、石膏の採掘と黒鉱の探鉱を開始しました。

その後、昭和三十七年に三井金属鉱業(株)の関係会社として石見鉱山(株)が設立されました。石膏の採掘と並行して行われてきました黒鉱の探鉱は、地質調査でその埋蔵量を確認して昭和四十一年に採掘が開始されました。昭和四十年代中頃の最盛期の選鉱場は、二十四時間操業で「金・銀・銅・鉛・亜鉛」を生産し、それらの精鉱は日比精錬所(岡山県)・竹原精錬所(広島県)・八戸精錬所(青森県)へと送られました。しかし、豊富な埋



平成13年 8月竣工の新事務所

事務所前にて池田建設(有)の皆さんと共に



蔵が確認されているにもかかわらず、天然石膏は安価な化学石膏の出現により、競争力を失い、昭和五十年には閉山に追い込まれました。また、「銅・鉛・亜鉛」も建値が国際相場で決まるといふ特異な製品であるため、度重なる経済情勢の

荒波を受け、国内の非鉄金属鉱山は、石膏と同じく大半の鉱山が埋蔵鉱量がありながら次々と閉山に追い込まれて姿を消して行きました。石見鉱山も昭和五十二年の大合理化の

後、昭和五十九年に黒鉱の採掘を休止しています。当社の場合、過去のボーリング調査で「ゼオライト」の埋蔵が確認されており、昭和四十七年ごろには既に成分分析等が行われて採掘の目途をつけていました。



一次破碎品の貯鉱場



平成13年 2月に旧坑道に貫通した北東部新坑道抗口(+20m)-60mの現場に向う K L D-M 9



20kg入ポリ袋製品の自動計量・製袋機

《ゼオライトの採掘・販売への転換》
黒鉱採掘で細々と操業しながら、昭和五十二年ごろよりゼオライトの用途・市場の調査を行い、商社とタイアップして「土壌改良材」として商品名「イワミライト」の販売を開始しました。

「ゼオライト」とは？

語源はギリシヤ語と
言われており、和名は「沸石」（沸騰する石）
になっています。分子
サイズの穴を持った多
孔質物質で、中に結晶
水があり温度を加える
と沸騰したように出て
きます。その分子
サイズの穴でプラ
スのイオンを交換
する作用があり、
これがゼオライトの
大きな特徴である
「陽イオン交換作用」
です。その他、吸着
性能・吸湿性能・脱
臭性能・ろ過性能等
といった様々な機能
を有しています。
採掘している岩石
は緑色凝灰岩と呼ば
れており、この岩石
の中にゼオライトを
含んでおります。
当社は五十猛地区



20kg入ポリ袋製品
「土壌改良材」「畜産用」「水処理用」

の坑内で採掘しています
軟質ゼオライト（商品
名・イワミラ
イト）と、平
成二年に長谷
地区で開発し
ました硬質ゼ
オライト（商
品名・MGイ
ワミライト）
の二種類の特
徴あるゼオラ
イトを販売し
ています。



製品倉庫（20kg袋、フレコンバッグ）

ゼオライトの基本
的な用途と作用

- ① 土壌改良材
稲作・畑・ゴ
ルフ場のグリー
ン・法面の植栽
等で肥料流亡防
止と保肥力の改
善のために用い
られています。
- ② 畜産飼料添加物
家畜の体内で
発生するアンモ
ニアガスを抑制
し肉質を向上す
るために用いら



旧社宅跡地に建つテント倉庫群

れています。

③水質浄化材

水中のアンモニアイオン・カルシウムイオン・鉄イオン等を吸着することに

よる水の浄化のため

に、養鰻場・上下水道・工場廃水浄化材等として用いられています。

④床下調湿材

空気中の湿気を吸湿することによる建築物保全のために用いられています。

⑤脱臭剤

ペットの猫砂・畜舎や堆肥舎・トイレの脱

臭剤として広く使われています。

《現況》

ゼオライトの研究・分



20kg袋の積み込み風景

析・用途開発については島根県も有望な地下資源として位置付け、産業技術センターを中心にご支援をいただいております。販売量は年間一万吨で全国販売を行っておりますが、現在東北・北海道を中心に産出するゼオライト商品との厳しい販売競争の中にあります。

採掘・加工面では池田建設の協力や輸送面で地元の運送会社とのタイアップし、また採掘方法の改善や設備の合理化・省力化を図りながらコストダウンに努めております。

一方、ユーザーであります畜産を含めた農業分野、ゴルフ業界、そして緑化向けの主力であります公共事業は、いずれも厳しい状況にあり、新たな用途開発や、拡販方法の見直しを迫られています。

《今後の展望》

キーワードは「環境」

今後の拡販対策の柱として

①環境改善向け資材分野への営業強化

具体的には床下調湿材業界、重金属等で汚染された土壌の改善対策資材、人にやさしい住宅建材の分野への進出、水・空気の浄化材として新たな用途開発を行っております。

②高付加価値製品の開発

現在、各分野へ原料や素材の形でサンプル出荷していますが、今後は異業種間の交流に積極的に参加し、高付加価値製品の開発にも力を入れていきます。



フレコンバッグでの出荷

地場産業として、あるいは数少ない地下資源産業としての生き残りをかけ、更なる努力を重ねていきたいと思っておりますので、今後ともご指導、ご鞭撻の程よろしくお願いいたします。

非違事例

法人税調査における非違事例

【法人税関係】

(1) 売上除外

活魚鮮魚の卸業を営むA社は、売上明細書を破棄する方法により、活魚の現金売上の一部を除外し、代表者が個人的に費消し、二期で一千五百万円の法人所得を除外していた。

(2) 利益操作

金属部品加工業を営むB社は、利益調整の目的で、九月納入の機械を契約書、引渡し検査書の日付を八月に仮装するなどとともに、受領書を破棄する方法で故意に特別減価償却費及び普通減価償却費を計上し二千三百万円

の法人所得を除外していた。

(3) 利益操作

舗装工事業を営むC社は、利益調整の目的で、工事台帳等にある工期、完成年月日を記入する欄を消しゴム等で抹消し、また、作業日報の現場名を改ざんすることで四千二百万円の法人所得を除外していた。

(4) 架空外注費

土木建設業を営むD社は、地元対策費捻出のため、外注先から水増しした請求書を提出させ、架空外注費を計上し、二千百万円の法人所得を除外していた。

(5) 交際費課税

港湾荷役運送業を営むE社は、会長の指示の下、交際費課税を免れるために飲食代金を下請費等に仮装計上し、三千百万円の法人所得を除外していた。

【消費税関係】

(1) 管工事業を営むF社は、原資記録を破棄する等、基準期間における事業活動の事実を隠ぺいし、課税事業者であるにもかかわらず、申告を行っていないかつた。

(2) 自動車・オートバイ販売業を営むG社は、翌課税期間が免税事業者となるにもかかわらず、期中に仕入れた棚

卸資産の内、期末に保有しているものについても課税仕入としていた。

(3) セメント・同製品製造業を営むH社は、消費税の決算整理事務の際、製造原価の一部を損金経理せず仮払消費税として経理し、当該金額を控除対象仕入税額に含めていた。

【源泉所得税関係】

(1) 宗教法人Iは、宗教活動に伴う布施収入について帳簿等を全く記帳せず、また、証票等を破棄する方法によりその收支にかかる剰余金を除外し、住職が生活費等に費消していた。

(2) 病院を経営する医療法人Jは、派遣医師の給与に対する課税を免れる目的で、給与の一部を旅費交通費に仮装して支給していた。

税のこぼれ話

窓税と間口税

洋の東西を問わず、お金持ちの判断基準はその人の住まいだったようです。そのお金持ちに税金を課す、というののもまた同じです。

フランスには戸窓税がありました。一七九八年のフランス革命後に創設された税金で、戸、門、窓の数によって税金をかけたものです。第一次大戦まで百年以上も続き、一定の税収を確保し続けました。

一方、我が国でも、江戸時代に間口の広さで税を課していたところもありました。

しかし、そこは庶民の知恵、結局は間口が狭く、奥行きのある建物をつくることで節税を図っていました。

ここから、「うなぎの寝床」という言葉が生まれたともいわれています。

わが社のふれっしゅさん

- ①どんな動機で入社されましたか。
- ②あなたが地元を期待することがあれば。
- ③あなたが最近一番良かったことはどんなこと。
- ④あなたが最近気がかりなこととはどんなこと。
- ⑤あなたの趣味は。
- ⑥あなたのPRをどうぞ。
- ⑦あなたの会社のPRをどうぞ。



株式会社
大田緑地
秋田 浩子

- ①植物が好きだったのでそのような会社に入りたいと思ったからです。
- ②もともと色々なお店をつくってほしいです。
- ③姉の結婚と妊娠です。
- ④これからの自分自身について。
- ⑤ペットのネコと遊ぶことです。
- ⑥自分が一度決めたこと

は最後まで意志を通す事です。

⑦明るくて、とても楽しい会社です。



株式会社
大田緑地
植本 彩子

- ①一つは花など植物に関係のある事をしたかったから。もう一つはバラ湯に興味を持ったから。実際に自分もしたくなったから。

②これからどう変わるかは分かりませんが、あまり自然は崩さないで欲しいです。

③友達に手紙を送ったこと、自分が少し変わってきたこと。

④自分には何が出来るのか、これから先のこと。

⑤ビデオを見る、気に入った曲を聞くこと。

⑥近年病気になるってないほど元気なこと。

⑦知らないことを色々教わる事が出来る会社で社員の方々も親切でいい人達です。



株式会社
中央計算
センター
玉川美恵子

- ①学校で学んだことを生かし、さらにこの会社で多くの知識を身につけたから。
- ②眺めのいい公園や展望

台があればいいと思う。

③貯金が増えたこと。

④自分の将来。

⑤友達とドライブ。

⑥誰とも笑顔で話します。

⑦協調性に富んだ明るく楽しい職場です。



株式会社
ブレイス
中村 祝奈津美

- ①人に喜ばれる仕事をしたかったから。
- ②若者の集まる活気に満ちた地元。
- ③運転免許をとり、一人でどこでも行けるようになったこと。
- ④特にありません。
- ⑤映画・音楽鑑賞。カラオケ。
- ⑥元気ハツラツ！
- ⑦映画化のきっかけの一つにもなったように、若い人の多い明るく元気な

会社です。



島根中央信用金庫
駅前出張所
増田由美子

- ①地元の皆様に、これまでに受けた恩恵をお返ししたかったから。
- ②誰もが暮らしやすく、住んでいる人の心が暖かい街になってほしいです。
- ③自分のお金で生活するようになったこと。学生の時はずっと仕送りしてもらっていたので…。
- ④将来のこと。
- ⑤音楽鑑賞。
- ⑥明るく、笑顔でいることを心掛けています。
- ⑦職員一同、お客様に信頼していただけるよう、サービスと笑顔を提供させていただきます。どうぞお気軽に足をお運びください。

社団法人 石見大田法人会主催

第34回 会員親睦ゴルフ大会

三回目の参加にて

優勝 渡辺眞司氏

(有渡辺眞工務店)

今年もゴルフシーズンを迎え、去る四月十三日、四十八名の参加を得て、第三十四回会員親睦ゴルフコンペが開催された。

当法人会のゴルフコンペは、会員の親睦の輪を一層広める事を目的に、昭和五十七年四月に第一



回目が開催された。以来今日まで二十年の永きに渡り継続され、伝統行事の一つになって参りました。

昨今ダブルペリア方式の多い中、管内唯一のハンディ戦であり、これまでの優勝者の中で、過去二回優勝されたのは僅か二名という激戦の大会であります。

当日は、穏やかな春の日、参加者は内に闘志を秘め「優勝」の二文字を目指しスタートとなりました。



的場会長の始球式、素晴らしい球筋のロングショット、全員拍手。

ハーフを終了して昼食時では、お互いライバル同志が冷たい生ビールを飲みながらスコアカードを見せ合い談笑する光景は、日頃の忙しさを忘れ又、好プレー珍プレー等を話しながらの和気あいあい、まさに会員同志の親睦の輪が一層広がっていた。

表彰式

競技終了後、クラブハウスにおいて、賑やかな雰囲気の中、懇親会に併せ表彰式が行なわれた。

ちなみに今回渡辺眞司さんはスリーアンダーでの優勝でした。

表彰式は、勝部局長の司会のもと的場会長の挨拶、大同生命宮崎支社長の挨拶により表彰式へと移っていった。



表彰式 的場会長挨拶

| | |
|--------|------|
| 優勝 | 渡辺眞司 |
| 準優勝 | 寺本義秋 |
| 三位 | 三谷基 |
| 四位 | 依啓祐 |
| 五位 | 松田功 |
| 社団化年次賞 | |
| B賞 | 石原安明 |
| B賞 | 高橋陽二 |
| B賞 | 波多志朗 |



優勝の渡辺眞司氏



準優勝の寺本義秋氏

その他、飛賞、DC賞、NP賞、DT賞、バーディ賞、大タタキ賞など盛り沢山の商品が贈られた。



第3位の三谷 基氏

参加者の皆さんは、冷たい飲物を飲みながらゴルフ談義に花を咲かせておられた、最後に全員に名物の手打ち「ソバ」が参加賞として贈られた。



表彰式

優勝の喜び 渡辺眞司氏



優勝スピーチ 渡辺眞司氏

「優勝」の二文字に感無量に尽きます。ゴルフ

歴八年、多人数の大会では初めての経験です。優勝スピーチでは感激と緊張でさすがに震えました。建設業又、他の業界も長期に渡つての不況の中、この優勝の緊張感を経営にも頑張つて参りたいと思つております。次回はハンディも厳しくなると思いますが、全てに邁進する所存です。どうぞ今後共よろしくお願い致します。

税のこぼれ話

税が由来の言葉

「シルエット」

フランスのルイ十五世の時、財政再建の切り札として登場した、エチエヌ・ド・シルエット財務長官は、今まで課税の対象外であった貴族や僧侶の収入に課税しようとしたが、高等法院の認めるところとならず、あえなく挫折しました。

そこで次に考えたのが「空気が」に課税することでした。しかし、これも国民に受け入れられず、遂に長官就任から九ヶ月後に辞任せざるを得なくなりしました。このときのシヨンボリとした後ろ姿を「影絵」に似せ、後々「シルエット」と呼ぶようになったのです。

「上米をはねる」

昔、海上守護神を奉つていて神社に、船で運んだ年貢米の一定量を寄進奉納する習わしがあり、これを通称「上米取(うわまいどり)」といっていました。

今では、代金・賃金などの支払いを取り次いだ仲介者が、間で手数料を取る意味に使われています。

「はったり」

一説によると、「万葉集」の中で「檀越やしかもな言ひそ里長が課役徴(はた)らば汝も歎かむ」と歌われているように、里長(役人)が税金を催促することを徴(はた)るといい、これが「はったり」になったということです。

今では「実現性のないことをいう」、「ホラを吹く」などの意味で用いられています。

未来へ引き継ぐ石見銀山

— 世界遺産への歩み ③ —

大田市石見銀山課

一、重文旧熊谷家

平成十年に国の重要文化財に指定された旧熊谷家の保存修理が始まりました。

この建物は所有者の熊谷家から大田市に寄付されました。

市では、この重文旧熊谷家住宅を十三年度から国県の補助を受けて保存修理事業に取り組んでいます。

建物を大きな仮設の屋根で覆い、四年をかけて工事をおこないますが、現在最初の工事となる解体工事を行っています。

手作業で進められる解体工事は建物の改造や修繕の履歴と技法を調べることでもあり、時間をか

けて丁寧に解体されています。

石見銀山とも関わりを持ち代官所や大森の町とも様々に関わった熊谷家について紹介します。

二、熊谷家の歴史

安政四年（一八五七）、十二代当主熊谷三左衛門信英は祖父民右衛門直忠（一七五四～一八〇八）の功績をたたえ、子孫に伝えるため肖像画と讃文をつくりました。その讃文のなかに「庚申の春、池魚の災に罹いて、居室及倉廩悉く烏と為るも、有次、亦た再造修理して前に加う」（寛政十二年（一八〇〇）に不慮の火事に罹災し、家や倉が黒げになってしまったが、

つづいて作り直し、以前よりも立派な家となった）とあります。

不慮の火事とは大森の町並みの大半を焼き尽くした大火のこと。三左衛門信英が中興の祖と称した民右衛門直忠は未曾有の大火災を乗り越え、焼失した住まいを再建しました。それが今に残る旧熊谷家住宅です。

熊谷家は古文書等によるとまず江戸時代の初めに山師として石見銀山の採掘や製錬に関わり、十八世紀前半には現在地に居住し、掛屋（代官所の公金出納を取り扱う、現在の指定金融機関）、代官所の御用達として成長していったものと推定されています。



旧熊谷家住宅正面



座敷から庭を望む



土蔵の解体後、床下を発掘調査しました。

十九世紀以降は、民右衛門直忠が掛屋をつとめ、十一代三左衛門直行、十二代三左衛門信英は御用達、掛屋、町年寄

をつとめ、信英はさらに酒造業や鉱山業も営んでいたようで、江戸時代後期に繁栄の一つのピークがあつたようです。

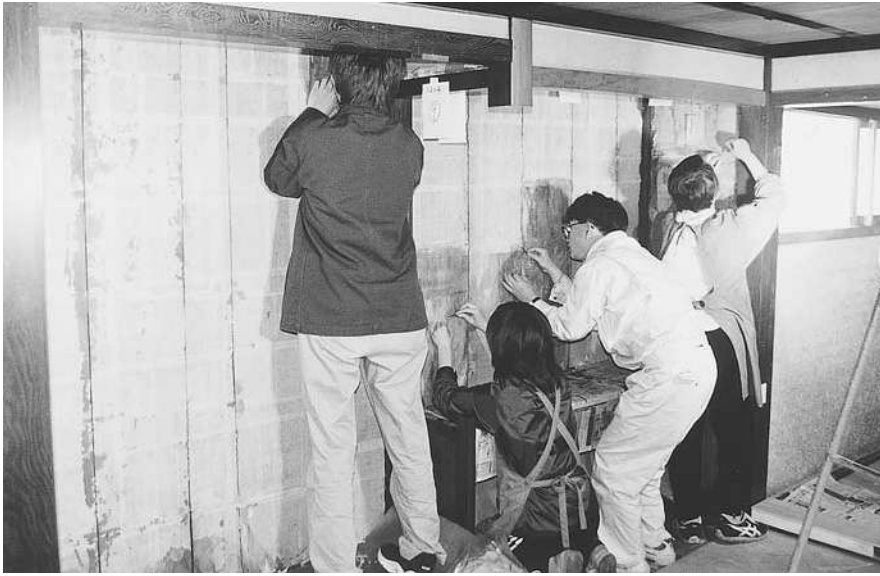
三、建物の歴史と特徴

町並みの北、代官所のすぐそばに位置する熊谷家住宅は代官所から銀山へ延びる道筋に面し、背後を銀山川が流れてい

ます。家相図等の史料から主屋と米蔵・雑蔵を再建したのち、北道具蔵、小蔵、東道具蔵が嘉永三年（一八五〇）までに、衣装蔵が明治五年（一八七二）までに順次整えられたと推定されます。建物が増えていくことから熊谷家の繁栄ぶりがかがえます。

主屋は屋根に石州瓦を葺き、壁や軒裏を漆喰で塗り込み、正面側の開口部を少なくするなど、火災に備えた意匠になっています。玄関をはいつた土間は通り土間と幅の狭い土間でつながり、土間に降りる縁が矩の手に巡

る特徴ある形式です。
主屋は商用や日常生活
に使用されていました
が、幕府巡見使の公用宿



壁に貼り付けてあった古文書も調査対象で、丁寧に剥がしています。

等にも用いられるなど公
的な用途を含む接客用に
も使用されいたよう
です。

「奥乃間」と呼ばれる
接客用の部屋はトコを備
え、庭に面して幅一間の
畳廊下を持ち、通りから
「路地門」を潜って直接
座敷へ出入りできるよう
になっていました。この
外、主屋には石を積み上
げて造られた地下室もあ
りました。

四、保存修理

寛政の大火を経て江戸
末期からの熊谷家の繁栄
を色濃く残すこの住宅
は、大火災から復興を遂
げた大森の町と町並みを
象徴しているともいえま
す。

現在は工事中で歴史を
感じさせる建物の姿を見
ることはできませんが現
在、建物の材料一つ一つ
に番号を付けた解体作業
が進んでいます。
柱や板に残されたかつ
ての改造の跡（痕跡）を
確認し、古色（煤）の付



所蔵されていた家財を1点ずつ清掃します。

き具合や墨書、地下の遺
構から年代を特定する作
業に加え、傷み具合を調
べています。
柱の全部が再使用でき
なければ部分的なつなぎ
（矧ぎ木）や取り替えを
行うこととなりますが基
本的には元の材料を再用
することになります。

五、文化財調査

再建、改造や修繕の履
歴などは建物だけでなく
古文書に残されている場
合もあります。

現在進められている熊
谷家文書は二万点以上あ
りますが、調査ではこの
点についても注目してお



家財は1点ずつ整理番号を付け、採寸などして記録をとります。

り、古文書の全容解明に併せて建築史に関する古文書の発見も期待されています。また、熊谷家住宅には

膨大な数の家財が収納されています。家具、什器、寝具、道具などなど、これらは江戸時代から現在までの暮らしぶり

を伝える貴重な資料であり、建物だけでなく大森の町並みでの暮らし（生活史）の観点からも貴重な資料であり、日用品などを含め全てを対象にした調査を始めています。既に新旧の家財を一点ずつほこりを払い、元の場所が判るようにラベルなどを貼り終えています。これからひとつひとつのモノについて写真、調査カードを作成し、時代や生活のどの場面で使用されたかを整理分類していくことになりま



活用フォーラムを開催（今年3月）しました。

六、活用のこと
大森で最大の民家である旧熊谷家住宅は修理後市所有の建物として活用をすることになります。市では保存活用を検討する委員会（渡辺常弘委員長以下八名）を設け、

修理後の活用策を考えています。これまでの一般公開や活用フォーラムなどでいただいた活用に関する意見をもとに、文化財調査、保存修理を有機的に結びつけた活用策を検討しています。

囲碁問題の解答

黒1のツケが白のダメツマリをつく急所で、白2をまっけて、黒3と二子にするのが決め手です。

問題は十七頁

度は、みなさまにとって良き 進化を遂げます。

経営者大型総合保障制度 は、企業経営者のさまざまなご要望にお応えします!

疾病重点型Rタイプ

たとえば
こんなご要望に

- 大きな責任に見合う、大きな保障で安心したい
- とにかく、保険料が安いものがいい
- 将来より、まずは今の保険料を抑えたい

疾病重点型Zタイプ

たとえば
こんなご要望に

- 長期間の保障で安心したい
- 更新による保険料の上昇がないものがいい
- 保険期間満了までの保険料コストを抑えたい

NEW

疾病重点型Lタイプ

たとえば
こんなご要望に

- 長期間の保障で安心したい
- 役員(従業員)の退職金を準備したい
- 保障と貯蓄の両方を充実させたい

総合型②Rタイプ

たとえば
こんなご要望に

- 幅広い保障で安心したい
- 経営者の労災補償の代わりとして活用したい

社員保障プラン

たとえば
こんなご要望に

- 従業員の福利厚生制度を充実させたい
- 政府労災の上乗せ保障を準備したい

お問合せは……大同生命保険株式会社 出雲営業所 TEL (0853) 21-4552

法人会の経営者大型総合保障制 パートナーであるために、さらなる

ロングセラーに歴史あり
大型保障制度はこうしてうまれました

会員企業を守る！

全法連ではこうした事態を憂慮し、会員企業の経営者が後顧の憂いなく事業に専心でき、万一のときのリスクから企業を守る共済制度の必要性を痛感し、独自に検討を重ね、数社の保険会社に法人向けの商品を提案させました。

中小企業が危ない!?

昭和40年代、日本経済はいざなぎ景気の到来により、「経済大国日本」としての地位を確立しました。しかし、日本の屋台骨を支えている中小企業には、一向にしていざなぎ景気の到来は感じられず、それどころか、昭和46年にはドルショックの嵐が日本中を駆けめぐり、経営者個人の信用に頼るところが大きい中小企業では、働きづめの経営者に病気や事故で万一のことがあった場合、たちまち企業存続の危機にさらされるというひずみを生みました。

1億円保障制度

しかし、いずれの保険会社から提案された案も保障額が百万円程度であり、全法連の構想とは程遠いものでした。その中で現在の引受保険会社である大同生命だけは、全法連の要請を最大限に受け入れ、AIUと協力の上当時の業界としては破格の「1億円保障制度」を提案してきました。その内容は我が国では前例のない生命保険と損害保険のセット商品であり、当時のどの保険商品より、高額かつ広範囲の保障を提供しうるものでした。

昭和46年6月

全国の法人会での受け入れ態勢、金融機関における保険料の口座振替のネットづくり等、様々な問題を乗り越え、昭和46年6月、全国一斉に取扱いをスタート。取扱いを開始するやいなや、予想をはるかに上回る会員からの申し込みがありました。

- ・小さな負担で大きな保障
- ・幅広い保障
- ・損金算入

以来30年

本制度は、常に会員企業にとって最善の制度になるよう社会事情の変化に対応して、制度内容の改訂を行い、会員企業の企業防衛制度として、多くの会員の方々から支持されてまいりました。

進化をつづける制度内容

| | |
|-------|---|
| 平成10年 | 「健康体割引特約」の導入 |
| 平成13年 | 「企業保障プラン」・「社員保障プラン」に無配当タイプを創設 「企業保障プラン」に総合型21を導入 |
| 平成14年 | 「企業保障プラン」・「社員保障プラン」に無解約払戻金型（Zタイプ）を創設 |



ごぞんじですか？ がん保険のこと！



石見大田法人会の皆様へ

アメリカンファミリー生命の

「がん保険」は、石見大田法人会でも大変多くの方にご契約いただいております。

ご契約件数 4,148件

(個人契約と家族契約の合計:複数証券をお持ちの方は重複してカウント)
-アメリカンファミリー生命「エリア別加入状況分析(都道府県別)」2002年6月6日調べ

石見大田法人会におけるお支払い状況

●がん保険給付総件数・金額

39件

1億3455万2000円

入院給付金平均支払日数:137.0日 通院給付金平均支払日数:24.1日

●がん入院給付金のお支払いに関するデータ

支払いが多い部位トップ3

男性

女性

1位

胃

1位

乳房

2位

肝臓

2位

その他

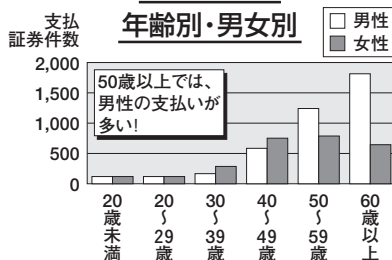
3位

結腸

3位

その他

島根県全体



-アメリカンファミリー生命保険金部2002年1月29日調べ-

特に、女性(配偶者も含めて)の方はお早めのご契約をおすすめします。

一般的に **女性は30歳代より、男性は40歳代より**

「**がん年齢**」(がんにかかりやすくなる年齢)といわれております。

全国がん年齢階級別罹患率1993年推計値 厚生省「生活習慣病のしおり'99」より

がん保険にプラスできる《充実PACK》、《特約MAX》などもご案内しておりますので、是非ご検討ください。

保険の内容につきましては、パンフレット、契約のしおり・約款をご覧ください。

■引受保険会社

アメリカンファミリー生命保険会社
中国営業本部 島根支社

〒690-0007 松江市御手船場町551ニッセイ松江ビル4F
TEL(0852) 31-8544 FAX(0852) 31-8553
AFLACホームページアドレス<http://www.aflac.co.jp/>

■お問い合わせ・お申し込みは

石見大田法人会 0854-82-0765

代理店 (有)チェスト 0854-82-2226

松栄(株) 0854-82-6730

水利工材 0854-82-7753

大塚美佐子 0855-65-2138

税務署からのお知らせ

電子申告について

国税庁では、納税者の皆さんが、インターネットやパソコンに対する一定の認識に立った上で、安心して利用できる電子申告システムの導入に向けて、システム構築等の検討作業を行っています。

そこで、現在検討している国税電子申告・納税システム（以下「本システム」といいます。）の利用に関する概要を説明します。

(1) 利用対象者

現段階においては、① 所得税、法人税、消費税の申告、②各税法に規定されている申請及び届出（納税証明書の請求及び発行を含む。）③納税及び手数料納付の手続きを行う納税者を前提とし、インターネットを利用して

きる環境を有しており、かつ、電子署名用の電子証明書を保有している方が利用できるよう検討しています。

なお、税務代理の権限を有する税理士等も利用できるよう検討しています。

(2) 開始届出書の入手、作成、提出

本システムの利用に当たっては、なりすましを防止するなどセキュリティ確保の観点から本人確認を厳格に行う必要があると考えています。そこで、事前に「電子申告等開始届出書」を書面ですべて提出していただく方向で検討を進めています。

また、開始届出書の提出は、本システムを利用するための共通の手続

として、一度行えば、申告手続だけでなく、申請・届出等及び納付手続も行うことができるよう検討しています。

なお、開始届出書の様式は、各税務署窓口で受け取るか、国税庁ホームページからプリントアウトして入手することになります。

(3) 利用者識別番号、仮暗証番号の受領

開始届出書を提出された後、税務署において所要の処理を行ってから利用者識別番号及び仮暗証番号（仮称）が郵送されます。

利用者識別番号及び仮暗証番号については、受付システムにログインする際、本人認証のために必要不可欠なものとなりますので、利用者本人の責任において物理的な盗難等の事故が起らないよう管理していただく必要

があります。

なお、仮暗証番号については、郵送された時点ではあくまでも「仮」であることから、受付システムへログインして暗証番号に変更していただくこととなります。

(4) 申告等データの作成等に使用するソフトウェアの入手

本システムを利用するために、専用のソフトウェアが必要となります。

これに関しては、国税庁において準備するソフトウェアを利用するか、このソフトウェアのデータの形式及びその構造について仕様公開することにより、本システムへの対応機能が付加された市販の財務・会計ソフトウェアを利用することも可能とする方向で検討を進めています。

(5) 受付システムログイン時の本人認証

ソフトウェアを起動し、受付システムへのログイン画面上で利用者識別番号及び暗証番号の入力に基づいて本人認証が完了するとデータ送信等の画面に遷移します。

(6) 申告等データの作成

申告等データの作成に関しては、現在の申告書等の様式に準じた入力画面に必要事項を入力することで申告書、申請書等が作成できるよう検討しています。

(7) 電子証明書の登録等

申告等データを送信する際には、納税者本人からの送信事実とデータ改ざんの有無の確認ができるよう電子署名及び電子証明書を添付していただく方向で検討しています。

受付システムにおいては、データ受信時にその

電子署名が申告等の名義

人本人のものであるかどうかを電子証明書により個別に確認する必要があります。確定申告期限のピーク時において、これらの機能を短時間に行

い、送信者へ受信通知をできるだけ早く返すために、受付システムへの初回ログイン時に、電子証明書を登録しておいていただく仕組みを検討しています。

(8) データの送信

データ送信の画面において、送信する申告等データを指定し、送信を行います。

なお、第三者作成の証明書（保険料控除証明書、医療費の領収書など）で、電子データによる送信が困難な添付書類については、別途郵送等により提出していただくこととなります。

(9) 送信直後の確認

データ送信が完了した後、即時に受付システムからデータ送信についての成否等の概略として即時通知を受信することとなります。

即時通知は、あくまでも受信するに足る一定のデータ形式等を具備しているかどうかの確認結果を通知するにとどまりません。

したがって、受付システムで正常に受信されたかどうかの判定のほか、受付番号、送信者に関する利用者識別番号等が通知されることとなります。

なお、この通知においてデータが正常に受信できなかった旨の表示があった場合には、内容を確認し訂正等を行った上で再度同じ手順で送信していただくこととなります。

(10) 送信データの内容確認

受付システムでのデータ受付に当たっては、送信直後に行うデータ形式等のチェックとは別に、送信した申告等データの基本的事項（納税者名、住所等）に係る内容確認を行います。

この確認結果としての受信通知は、送信直後の即時通知に比べて詳細な内容となることから、即時通知の確認後、ある程度の時間を置いて再度受付システムへログインし、受付システム内を用意する納税者ごとのメッセージボックスで確認していただく必要があります。

なお、税理士が代理送信した場合は、納税者本人と税理士の双方のメッセージボックスに受信通知を返します。

(11) 納付

インターネット・バン

キングやATMなどを利用した電子的な納付（納税や手数料の納付）の実現のためには、国税庁における本システム開発にとどまらず、日本銀行や金融機関等外部のシステム開発と納付済データが電子的に国税庁に送信されるためのネットワーク（MPN）が必要であり、これらのインフラ整備のために関係各機関との間において検討を進めています。

納税に関しては、全税目を対象とし、登録免許税など申告納税方式に基づく国税の納付手続と異なるものについては、関係省庁とも連携し検討を進めています。

また、手数料の納付については、政府側の収納機関システムである歳入金電子納付システムと連携して納付を可能とする仕組みを検討しています。

編集後記

市町村合併の話が進んでいます。わが法人会報天領の管轄区域は広くはありませんが、将来の姿を心配しています。

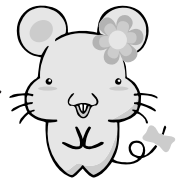
三瓶小豆原の埋没林も三瓶自然館でリニューアルオープンされ、多くの方が訪れています。

石見銀山遺跡も、世界遺産指定へ向って、着々と条件整備が進められており、将来が期待されています。

大森の伝統的建造物群保存地域も修景整備が進捗しています。

当地域は県央コンベンションシティとして、又、史跡観光都市としての体裁を整えつつあり、喜ばしい限りと思ひ、会報の編集にも力を注いでおります。（広報部 渡辺）

心と心のおつきあい
 **中央しんきん**



中央しんきんでは、
 様々な住宅ローンをご用意いたしております。

| | 住宅ローン | だんらん | リフォームローン | ライフアップローン | 瓦っこ |
|------|------------------------|-----------------------------------|----------------------|---|--|
| 資金使途 | 新築資金・土地購入資金 増改築資金 | 新築資金・土地購入資金 増改築資金 | 住宅増改築資金 | 住宅増改築・インテリア、 エクステリア関連・ 水回り工事・介護設備・ その他住宅に関する全般 | 石州瓦を使用した住宅 の屋根替え工事及び 付帯工事費用 |
| 融資金額 | 特に制限ありません | 5,000万円以内 | 500万円以内 | 300万円以内 | 300万円以内 |
| 期間 | 木造 25年以内 耐火構造 30年以内 | 木造 25年以内 耐火構造 30年以内 | 10年以内 | 10年以内 (保証会社により5年～10年) | 10年以内 (保証会社により5年～10年) |
| 担保 | 要 | 要 | 原則不要 | 不要 | 不要 |
| 特長 | 新築増改築に 柔軟に対応します。 | 3年・5年・10年の 固定金利が選択でき、 有利です。 | 増改築専用資金 手続きが簡単です。 | 「ゆりかごから墓場まで」 介護・住宅・生活関連全 てに対応します。 手続きが簡単です。 | 地場産業発展の為、特に 低金利の設定として おります。 手続きも簡単です。 |



クルマのことならなんでもお気軽にご相談ください。

山内石油

山内モーター

TEL88-2012 有線21-0754

TEL88-2011 有線21-0513
 島根県漣摩郡仁摩町大字仁万町

 **サンエスグループ**
 MORITA 真心で奉仕する

菓子・土産・冷菓飲料(ダイトードリンク)卸
森田製菓株式会社

TEL (0854) 82-0870(代)
 FAX (0854) 82-9370

代表取締役 森田 博久
 流通センター 〒694-0041 島根県大田市長久町長久口176-19

お客様の身になって住まいづくりを
設計・管理・施工 総合建設業

 **株式会社 青木組**

代表取締役 勝部 謙吉

大田市大田町大田口985番地4 TEL(0854) 82-0394(代)

葬儀一式・寝台車(病院～自宅)・生花・花輪・各種灯籠

(有) シマヤ

大田市久手町9号線二中入口

TEL (0854) 82-0532
 FAX (0854) 82-9635



社団法人 石見大田法人会会報 第43号

平成14年7月5日発行

発行所 社団法人 石見大田法人会
編集 広報委員会 委員長 渡辺常弘

大田市大田町 大田商工会議所内
TEL (0854) 82-0765

印刷 つきはし印刷

大田市鳥井町 TEL 82-0540